

「各事業年度の所得に係る申告書一内国法人の分(確定申告又は仮決算による中間申告の場合)」

「差引地方法人税額38」

この金額が100円未満となる場合は記載しません。

「中間申告分の地方法人税額39」

この申告が確定申告である場合に中間申告により納付すべき地方法人税額を、その地方法人税額の納付の有無にかかわらず記載します。

「差引確定地方法人税額40」

この金額が100円未満となる場合又はマイナスとなる場合は記載しません。この場合のマイナスの金額は「中間納付額42」に記載します。

この申告書による 地方法人税額の計	課税標準額	所得の金額に対する法人税額(2)に付表六「①」の内訳(調整後)に付表六「②」の内訳(調整前)	28																		
	税額計算上の税率	課税留保金額に対する法人税額(8)	29																		
	算入	税標準額 + 法人税額(28) + (29)	30					0	0	0											
		地方法人税額(53)	31																		
	税額控除超過額相当額の加算額(別表六「二」付表六「14」の計)		32																		
		課税留保金額に係る地方法人税額(54)	33																		
		所得地方法人税額(3) + (32) + (33)	34																		
		分配調整後の税額控除額及び外国関係会社等に係る租税免除等の効果を除く(調剤費等の二重払い・別荘を二つの用途とするなど)の増減を要しない金額	35																		
		仮装経理に基づく過大申告の更正により取消除地方法人税額	36																		
		外国税額の控除額((34)-(35))と(55)のうち大きい金額	37																		
	差引地方法人税額(34) - (35) - (36) - (37)	38						0	0												
	中間申告分の地方法人税額	39						0	0												
	差引確定(中間申告の場合はその地方法人税額(税額とし、マイナス(38) - (39)の場合は(42)へ記入)	40						0	0												

この申告による還付金額		外国税額の還付金額(67)		41																	
		中間納付額(39) - (38)		42																	
		計(41) + (42)		43																	

この申告が修正申告である場合のこの申告により納付すべき地方法人税額(61)

剰余金・利益の配当(剰余金の分配)の金額		44																			
剰余財産の株式の分配又は譲渡の日		令和 年 月 日	決算確定の日	令和 年 月 日																	

還付を受ける機関番号	銀行	本店・支店	郵便局名等
口座番号	金庫・組合	出張所	預金
	農協・漁協	本所・支所	
※事務署処理欄	ゆちい銀行の記号番号		

「還付を受けようとする金融機関等」

・ 「計24」及び「計43」の還付金額の受取りについては、希望する振込先預貯金口座等の区分に応じ、それぞれ次により記載します。

- (1) 銀行等の預金口座(2)を除きます。) 金融機関名、本支店名、預金種類及び口座番号を記載します。
 - (2) ゆうちょ銀行の貯金口座 「ゆうちょ銀行の貯金記号番号」に貯金総合通帳の記号番号のみを記載します。
なお、ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望する場合には、「郵便局名等」に受取りを希望する郵便局名等のみを記載します。
- ・ 欠損金の繰戻しによる還付請求税額があるときは、別に還付請求書の提出が必要です。
 - ・ 口座名義は、申告書に記載した法人名義の口座をご利用ください。口座名義に店舗・事務所名などが含まれている場合や商号変更前の名称である場合には、振込みができないことがありますのでご注意ください。

「残余財産の最後の分配又は引渡しの日」

- ・ 当期が残余財産の確定の日の属する事業年度である場合において、当期末の翌日から1月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときに、その分配又は引渡しの日を記載します。
- ・ 平成22年9月30日以前に解散した場合には記載する必要はありません。

「この申告による還付金額43」

「43」の外書には、「欠損金の繰戻しによる還付請求税額23」の外書に記載した金額がある場合において、地方法第23条第1項《欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付》に規定する確定地方法人税額があるときに、「23」の外書の金額に10.3%を乗じた金額を記載します。

なお、この金額が法第80条第1項（欠損金の繰戻しによる還付）に規定する還付所得事業年度に該当する課税事業年度の別表一の「36」＋「37」＋「38」により計算した金額を超える場合には、その計算した金額を記載しますが、次に掲げる場合には、それぞれ次の金額をその「36」＋「37」＋「38」の金額から控除して計算します。

- (1) 法第80条第1項《欠損金の繰戻しによる還付》に規定する還付所得事業年度に該当する課税事業年度(以下(2)において「課税事業年度」といいます。)に係る事業年度の別表一の「4」、「6」又は「9の外書」に金額の記載がある場合…これらの金額にそれぞれ10.3%を乗じた金額の合計額
- (2) 課税事業年度に係る地方法人税のうち既に地方法第23条第1項の規定により還付された金額がある場合…その還付された金額

「**剰余金・利益の配当(剰余金の分配)の金額**」

当期にその支払に係る効力が生ずる令第9条第8号《利益積立金額》に規定する剰余金の配当若しくは利益の配当若しくは剰余金の分配又は金銭の分配の額のほか、みなし配当の金額を含めて記載します。

別表一(次葉)
「各事業年度の所得に係る申告書―内国法人の分(確定申告又は仮決算による中間申告の場合)」

「(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額((1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)45」

- 分子の空欄には、当期の月数(暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。)を記載します。
- この算式により計算した金額に1,000円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「1」の所得金額の1,000円未満の端数より多いときは、その端数を切り上げた金額を記載します。
- 中小法人の判定については、「中小企業者の判定等フロー」(P1)をご参照ください。

「所得の金額に対する法人税額51」及び「課税留保金額に対する法人税額52」
「所得の金額に対する法人税額28」及び「課税留保金額に対する法人税額29」の金額に1,000円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた金額を記載します。

【チェックポイント】
普通法人のうち適用除外事業者に該当しない法人が、令和7年4月1日以後に開始する事業年度について、軽減税率の特例措置を適用する場合、所得金額が年10億円を超えているのに、15%の税率を適用していませんか。

法 人 税 額				計 算			
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 ($(1) \times 800 \text{万円} \times \frac{1}{12}$ のうち少ない金額)又は(別表一付表「5」)		45	000	(45)の15%、17%又は19%相当額		48	
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 ($(1) - 10 \text{億円} \times \frac{1}{12}$)		46	000	(46)の22%相当額		49	
その他の所得金額 (1)-(45)-(46)		47	000	(47)の19%又は23.2%相当額			
地 方 法 人 税 額 の 計 算							
所得の金額に対する法人税額 (28)		51	000	(51)の10.3%相当額			
課税留保金額に対する法人税額 (29)		52	000	(52)の10.3%相当額		54	
こ の 申 告 が 修 正 申 告 で あ る 場 合 の 計 算							
法人税額の この申告前の 額	法人税額	55		地方法人税額の この申告前の 額	確定地方法人税額	58	
	還付金額	56	外		還付金額	59	
					欠損金の繰戻しによる 還付金額	60	

【チェックポイント】
別表一「非中小法人」に○があるの
「45」「48」欄に記入
していませんか。

【チェックポイント】
別表一「非中小法人」に○があるのに、「45」「48」欄に記載していませんか。

中小企業者の判定等フローはこちら



「(45)の15%、17%又は19%相当額48」
・普通法人のうち適用除外事業者に該当する法人には、軽減税率の特例措置(15%又は17%)は適用されませんのでご注意ください。
 なお、普通法人のうち適用除外事業者
 に該当しない法人が、令和7年4月1
 日以後に開始する事業年度について、
 軽減税率の特例措置を適用する場合、
 所得金額が年10億円を超える事業年
 度については、15%ではなく17%の税
 率が適用されます。
・適用除外事業者とは、その事業年
 度開始の日前3年以内に終了した各事
 業年度の所得金額の平均が15億円を
 超える法人をいいます。
 適用除外事業者の判定については、
 「中小企業者の判定等フロー」(P8～)
 をご参照ください。

「各事業年度の所得に係る申告書－内国法人の分（修正申告の場合）」

「事業年度分の法人税
事業年度分の地方法人税

- ・ 空欄には、「修正確定」又は「修正中間」と記載します。
- ・ 法人税のみ修正申告を行う場合には「課税事業年度分の地方法人税 申告書」を二重線で抹消し、地方法人税のみ修正申告を行う場合には「事業年度分の法人税 申告書」を二重線で抹消します。

「欠損金の繰戻しによる還付請求税額23」、「計24」、「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額25」の外書

各欄の外書は、この申告が欠損金の繰戻しによる還付金額が過大であったことによる修正申告であり、かつ、その繰戻しによる還付が行われていない場合に限り、次により記載します。

- (1) 「23」及び「24」には、この申告による減少後の還付請求税額を外書きします。
- (2) 「25」には、「56」の外書の金額から「24」の外書の金額を控除した金額を外書きします。

「中間申告分の法人税額14」
「中間申告分の地方法人税額39」

この申告前の確定申告等において法人税又は地
方法人税の中間納付額の還付金額がある場合にも、
その還付金額を控除する前の中間申告分の法人税
額又は地方法人税額を記載します。

令和 年 月 日		事業年度分の法人税 課税事業年度分の地方法人税		申告書 申告書		適用新明細書 提出の有無	
令和 年 月 日		(中国申告の場合 令和 年 月 日)		税理士法第30条 の書面提出有		税理士法第33条 の2の書面提出有	
所得金額又は欠損金額 別表四(52の①)	1	十	百	千	円		
法人税額 (48) + (49) + (50)	2						
法人税額の特別控除額 (別表六(二)(5))	3						
税額控除超過額 相当額の加算額	4						
課税土地譲渡利益金額 (別表五(一)(5)～(一)(9))	5			0	0	0	
同上に対する税額 (62) + (63) + (64)	6						
課税借保金額 (別表三(一)(4))	7			0	0	0	
同上に対する税額 (別表三(一)(8))	8						
法人税額計 (2) - (3) + (4) + (6) + (8)	9						
仮差控除額 (10) - (11) + (12) + (13) + (14) + (15)	10						
仮差控除額 (10) - (11) + (12) + (13) + (14) + (15)	11						
仮差控除額 (10) - (11) + (12) + (13) + (14) + (15)	12						
仮差控除額 (10) - (11) + (12) + (13) + (14) + (15)	13						
仮差控除額 (10) - (11) + (12) + (13) + (14) + (15)	14						
仮差控除額 (10) - (11) + (12) + (13) + (14) + (15)	15						
仮差控除額 (10) - (11) + (12) + (13) + (14) + (15)	16						
仮差控除額 (10) - (11) + (12) + (13) + (14) + (15)	17						
仮差控除額 (10) - (11) + (12) + (13) + (14) + (15)	18						
仮差控除額 (10) - (11) + (12) + (13) + (14) + (15)	19						
仮差控除額 (10) - (11) + (12) + (13) + (14) + (15)	20						
仮差控除額 (10) - (11) + (12) + (13) + (14) + (15)	21						
仮差控除額 (10) - (11) + (12) + (13) + (14) + (15)	22						
仮差控除額 (10) - (11) + (12) + (13) + (14) + (15)	23						
仮差控除額 (10) - (11) + (12) + (13) + (14) + (15)	24						
仮差控除額 (10) - (11) + (12) + (13) + (14) + (15)	25						
仮差控除額 (10) - (11) + (12) + (13) + (14) + (15)	26						
仮差控除額 (10) - (11) + (12) + (13) + (14) + (15)	27						
仮差控除額 (10) - (11) + (12) + (13) + (14) + (15)	28						
仮差控除額 (10) - (11) + (12) + (13) + (14) + (15)	29						
仮差控除額 (10) - (11) + (12) + (13) + (14) + (15)	30						
仮差控除額 (10) - (11) + (12) + (13) + (14) + (15)	31						
仮差控除額 (10) - (11) + (12) + (13) + (14) + (15)	32						
仮差控除額 (10) - (11) + (12) + (13) + (14) + (15)	33						
仮差控除額 (10) - (11) + (12) + (13) + (14) + (15)	34						
仮差控除額 (10) - (11) + (12) + (13) + (14) + (15)	35						
仮差控除額 (10) - (11) + (12) + (13) + (14) + (15)	36						
仮差控除額 (10) - (11) + (12) + (13) + (14) + (15)	37						
仮差控除額 (10) - (11) + (12) + (13) + (14) + (15)	38						
仮差控除額 (10) - (11) + (12) + (13) + (14) + (15)	39						
仮差控除額 (10) - (11) + (12) + (13) + (14) + (15)	40						

「所得税額等の還付金額21」又は「中間納付額22」「外国税額の還付金額41」から「計43」までの各欄既に還付を受けているかどうかにかかわらず記載します。

「欠損金の繰戻しによる還付請求税額23」
「計43」の外書

法第80条《欠損金の繰戻しによる還付》の規定により還付請求をした法人税額又はその法人税額に係る地方法第23条第1項《欠損金の繰戻しによる法人税の還付があつた場合の還付》に規定する確定地方法人税額について、既に還付を受けている場合には、この修正申告により確定した欠損金額を基礎として計算される還付を受けるべき金額を本書に記載します。この場合において、既に還付を受けた金額のほか、その還付に際し還付加算金の支払を受けているときは、この申告による還付金額に対応する還付加算金の額を含めて記載します。

(例)

既に還付を受けた金額	500,000円
同上の還付加算金	30,000円
修正申告による還付金額	300,000円
還付を受けるべき金額に対応する還付加算金	

$$30,000\text{円} \times \frac{300,000}{500,000} = 18,000\text{円}$$

この欄に記載する金額
300,000円+18,000円=318,000円

別表一(次葉)
「各事業年度の所得に係る申告書－内国法人の分(修正申告の場合)」

「法人税額55」
「確定地方法人税額58」
この申告前の申告書の「15」又は「40」の金額を記載します。この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引所得に対する法人税額(又は地方法人税額)」の金額から中間申告分の法人税額(又は地方法人税額)を控除した金額を記載します。

「還付金額56」
・ この申告前の申告書の「21」及び「22」の金額に、既に還付された欠損金の繰戻しによる法人税の還付金額を加算した金額を記載します。この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「還付所得税額等」の金額及び「還付金額」の金額並びに中間申告分の法人税額から法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引所得に対する法人税額」の金額を控除した金額の合計額を記載します。
・ 欠損金の繰戻しによる法人税の還付金額につき還付加算金の支払を受けている場合には、その還付加算金の額を含めて記載します。

「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((15)－(55))若しくは((15)＋(56))又は((56)－(24))57」
「15」、「24」、「55」及び「56」の各欄のうち記載金額のある欄に応じ、次の金額を記載します。この場合、その金額が100円未満となる場合は記載しません。
(1) 「15」と「55」とがある場合には、「15」の金額から「55」の金額を控除した金額
(2) 「15」と「56」の本書とがある場合には、「15」の金額と「56」の本書の金額との合計額
(3) 「24」の本書と「56」の本書とがある場合には、「56」の本書の金額から「24」の本書の金額を控除した金額

法人税額の計算					
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額	45	000	(45)の15%又は17%又は19%相当額	48	
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額	46	000	(46)の22%相当額	49	
その(45)の所得金額	47	000	(47)の19%又は23.2%相当額	50	
地方法人税額の計算					
所得の金額に対する法人税額	51	000	(51)の14.3%相当額	53	
課税留保金額に対する法人税額	52	000	(52)の14.3%相当額	54	
この申告が修正申告である場合の計算					
法人税額	55		確定地方法人税額	58	
還付金額	56		還付金額	59	
この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((15)－(55))若しくは((15)＋(56))又は((56)－(24))	57		欠損金の繰戻しによる還付金額	60	
			この申告により納付すべき地方法人税額((40)－(58))若しくは((40)＋(59)＋(60))又は((59)－(43))＋((60)－(43の外書))	61	00
土地譲渡税額の内訳					

「還付金額59」
この申告前の申告書の「43」の金額を記載します。この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、中間申告分の地方法人税額から地方法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引地方法人税額」の金額を控除した金額を記載します。

「欠損金の繰戻しによる還付金額60」
地方法第23条第1項《欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付》の規定により既に還付された金額がある場合に、その金額を記載します。
また、この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、地方法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「還付金額」の金額を記載します。
なお、同項の規定により還付を受けた金額につき還付加算金の支払を受けている場合には、その還付加算金の額を含めて記載します。

「この申告により納付すべき地方法人税額((40)－(58))若しくは((40)＋(59)＋(60))又は((59)－(43))＋((60)－(43の外書))61」
次に掲げる場合に依り、それぞれ次により記載します。ただし、この金額が100円未満となる場合は記載しません。
(1) 「40」に記載がある場合で、次のイ又はロの場合
イ 「58」に記載がある場合
(40)－(58)
ロ 「59」と「60」のいずれか又は両方に記載がある場合
(40)＋(59)＋(60)
(2) 「43」の本書と外書のいずれか又は両方に記載がある場合で、「58」と「60」のいずれか又は両方に記載がある場合
((59)－(43))＋((60)－(43の外書))
「欠損金の繰戻しによる還付金額60」に金額の記載がない場合は、「60」－「43の外書」の金額を0として計算した金額を記載します。